

なみえ 議会だより

2017.2.1
No. 154



消防出初め式（双葉地方広域市町村圏組合消防本部）

12月定例会・第5回(11月)臨時会

定例会	
議案要旨	P 2
議案審議	P 3
採決状況・同意案件	P 4
決議・意見書	P 5
臨時会	P 5

一般質問	P 6 ~ P 12
活動経過報告・情報開示状況	P 13
要望活動	P 14
委員会活動報告	P 15 ~ P 17
町民の声	P 18

一般会計9億4293万1千円の 補正予算案を可決!!

要旨

12月定例会は、12月6日から15日までの10日間を会期として開催しました。

町長からは条例の改廃、調停の申立て、物品購入契約、補正予算、同意案件など17件、議員からも7件の議案（うち2件は委員会発議）が提出され、これらについて審議を行うとともに、陳情4件について審査を行いました。

審議結果（採決状況）については、4ページに掲載のとおりです。

【主な議案等の内容】

○条例改廃のうち、**一般職の任期付職員の採用等に関する条例、町長等の諸給与支給に関する条例及び職員の給与に関する条例**の改正は、福島県人事委員会勧告等に基づき、職員の給料や町長等の期末手当の改定を行うものです。また、**浪江町国民健康保険診療所条例**の改正及び**浪江町応急仮設診療所設置条例**の廃止は、浪江診療所及び仮設津島診療所の建設に伴い、それぞれ、診療所の名称や所在地の変更、応急仮設診療所（本庁舎内）の廃止を行うものです。

なお、町長等の諸給与支給に関する条例の改正に伴い、これに準じて議会議員の期末手当も改定することになるため、**議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例**も可決されました。

○調停の申立ては、原発事故による損害賠償請求（町所有の土地の価値が喪失・減少したことによる賠償請求額115億8622万6304円）に係るもので、東京電力ホールディングス(株)がその支払いに応じないことから、これを相手方として原子力損害賠償紛争解決センターに対して行います。

○物品購入契約は、**小型・軽量積算線量計**の購入に係る契約で、契約金額は6199万2千円です。

○補正予算は、一般会計ほか6つの特別会計及び水道事業会計の補正予算で、このうち**一般会計補正予算**については、歳入歳出それぞれ9億4293万1千円を増額するものです。歳入の主なものは、国庫補助金4億6046万3千円（福島再生加速化交付金ほか）及び基金繰入金4億60万3千円（財政調整基金繰入金ほか）の増額です。歳出の主なものは、総務管理費3億951万4千円（北棚塩ロボット関連産業団地整備事業ほか）、社会福祉費2億5540万1千円（経済対策臨時福祉給付金事業ほか）及び保健体育費2億1207万7千円（浪江町共同調理場整備事業ほか）の増額です。

○同意案件は、**教育委員会委員**の任命と**監査委員**の選任で、詳細は4ページに掲載のとおりです。



原子力災害現地対策本部長との意見交換会（10/27）

条例改正

発委第7号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正(2025)

質問(馬場) 今回の補正予算(議会費)には関連部分が計上されていませんが、どういう予算措置となるのですか。

議会運営委員会委員長(泉田) 町長等の諸給与に関する条例の一部改正案が、本日、可決されたことに伴い提案したものであり、今回の補正予算には間に合わないの、議会費内の流用に対応します。

《反対討論》(馬場)

執行部では、条例改正とそれに伴う予算措置がされている一方で、議員分については議会費の流用とすることに正当性はないと判断するので、異論を申し上げます。

(賛成多数で可決)

契約

議案第100号 物品購入契約の締結について(小型・軽量積算線量計購入)

質問(馬場) 今回の購入物品(Dシャトル)は、最終的には5千台ということですが、従来の対応物品(空間線量計)の件数からすると、少ないのではないですか。

健康保険課長 国と協議をし、足りなければ、国の予算で追加購入できるということで確認しています。

(賛成多数で可決)

補正予算

議案第101号 平成28年度一般会計補正予算について

質問(馬場) ①雑入に多面的機能保全・向上活動補助金精算金179万6千円が計上され

ている理由と農地費の償還金134万8千円との関連は。②社会福祉総務費の繰入金452万1千円減額の理由と内容は。③環境衛生費の合併処理浄化槽設置整備事業補助金の積算根拠は。

④清掃総務費の住宅清掃費補助金1500万円の事業内容、基準限度は。⑤上水道費の上水道事業補助金1107万円の中身は。⑥道路維持費の防犯灯修繕1灯当たりの金額は。

産業振興課長 ①多面的機能保全・向上活動補助金精算金は、27年度補助分の精算(返納)金であるため雑入としており、このうち国・県負担分を農地費の償還金で県へ返納します。

健康保険課長 ②社会福祉総務費の繰出金の減は、一般職給ほか人件費分です。

ふるさと再生課長 ③合併処理浄化槽設置整備事業補助金は、5人槽3基、7人槽2基分で、下水道区域外の浄化槽が対象です。

⑤水道事業補助金の内訳は、平成27年度の濁度計借上事業81万円、上水道管路点検業務委託972万円、28年度の濁度計借上事業54万円です。

帰町準備室長 ④住宅清掃費補助金は、避難指示解除準備区

域及び居住制限区域内の住宅清掃が対象で、平成28年7月19日に遡って補助を行います。上限額は1件15万円です。

まちづくり整備課長 ⑥防犯灯の修繕料は、電球交換300基分を計上しています。

質問(紺野) 企画費の委託料による調査は、北棚塩の無人航空機離着陸試験の敷地と思われませんが、調査全体の面積と東北電力部分の面積は。

復興推進課長 ロボットテストフィールド関連の産業団地を整備する事業で、東北電力以外の土地も含め全体としては130haくらいの用地があります。が、まずは第1期整備分として36ha程度の用地を調査します。

質問(山本) ①衛生費の住宅清掃費補助金は、4月1日からに拡大できませんか。②上水道費のポーリング工事費4件で2千万円の内訳と該当理由は。

③環境衛生費の合併処理浄化槽設置整備事業補助金の対象地区と補助率は。

町長 ①住宅清掃費補助金については、できれば、議員提案のとおり平成28年4月1日からというような形で検討したい

と思います。

ふるさと再生課長 ②ポーリング工事費は、1件当たり100mを想定したもので、公共事業の積算基準によっています。対象地域は、水道区域外(小野田、田尻、立野、荻宿)で、井戸で生活をしていただけの方が帰還する場合は対象となります。

③合併処理浄化槽設置整備事業補助金の補助率は定額で、5人槽33万2千円、7人槽41万4千円です。対象区域は、都市計画の用途区域以外の区域となりますが、今のところは決まっています。

《反対討論》(馬場)

施策については、十分見直しの余地があることが今度の補正予算で明らかになったものであり、柔軟かつ公平な行政展開を強く求め、反対の態度とします。

《賛成討論》(鈴木)

津波災害を含む支援事業については、今後も十分に検討していただくということで、今回の補正に対しては賛成の立場とします。

(賛成多数で可決)

12月定例会の採決状況

(12月15日採決)

議案番号	件名	議決結果
議案第94号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第95号	町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第96号	職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第97号	浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正について	原案可決
議案第98号	浪江町応急仮設診療所設置条例の廃止について	原案可決
議案第99号	調停の申立てについて	原案可決
議案第100号	物品購入契約の締結について(小型・軽量積算線量計購入)	原案可決
議案第101号	平成28年度浪江町一般会計補正予算(第6号)	原案可決
議案第102号	平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第103号	平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第104号	平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第105号	平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第106号	平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第107号	平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第108号	平成28年度浪江町水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
同意第7号	教育委員会委員の任命について	同意
同意第8号	監査委員の選任について	同意
陳情第6号	避難指示解除地区のセシウムを含めた様々な核種(コバルト、ストロンチウム、プルトニウム等々)の土壌検査の実施の陳情	採 択
陳情第7号	議会単独でもいいので、浪江町の役場、そして二本松の役場にて各月1回程度の懇談会を開いてほしいという陳情	採 択
陳情第9号	浪江町民の思いに対して議会の誠意を求める陳情	不採 択
陳情第10号	陳情(給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出について)	採 択
発委第6号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)	原案可決
発委第7号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
発議第4号	土壌の核種分析を求める意見書(案)	原案可決
発議第5号	「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書(案)	原案可決
発議第6号	東京電力福島第一原発並びに第二原発の一連の冷却にかかわる情報開示の在り方と東京電力福島第二原発の廃炉を求める意見書(案)	原案可決
発議第7号	東京電力福島第一原発並びに第二原発の一連の冷却にかかわる情報開示の在り方に対する抗議と東京電力福島第二原発の廃炉決断を求める決議(案)	原案可決
発議第8号	原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書(案)	原案可決
	委員会の閉会中の継続審査又は調査について	決 定

12月定例会で同意した人事案件

○教育委員会委員の任命

(敬称略)

任期満了に伴い、次の方を教育委員会委員として再任することに同意しました。

氏名	生年月日	住所
今野 秀 則	昭和22年 7 月 22日	大字下津島字町36番地

○監査委員の選任

任期満了に伴い、次の方を監査委員として新たに選任することに同意しました。

氏名	生年月日	住所
根 岸 弘 正	昭和28年 1 月 6 日	大字北幾世橋字植ノ畑54番地 1

12月定例会で議決した決議・意見書

次に掲げる決議・意見書を可決し、関係機関へ送付しました。

○地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現することを求める意見書です。

○土壌の核種分析を求める意見書

町民が安心して生活し、生業を再開するためには、その土地の土壌の状態を知ることが前提であるとの観点から、町内全域において土壌の核種分析を実施し、公表することを求める意見書です。

○「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書

学ぶ意欲のある学生が経済的理由で進学を断念することがないように、「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など、具体的な支援策を求める意見書です。

○東京電力福島第一原発並びに第二原発の一連の冷却にかかわる情報開示の在り方に対する抗議と東京電力福島第二原発の廃炉決断を求める決議

東京電力の一連の事態に対する情報開示の在り方に強く抗議するとともに、福島県民の総意である福島第二原発の早期廃炉の決断を求める決議（東京電力ホールディングス株式会社あて）です。

○東京電力福島第一原発並びに第二原発の一連の冷却にかかわる情報開示の在り方と東京電力福島第二原発の廃炉を求める意見書

11月22日の福島沖地震における福島第二原発3号機での冷却措置停止の事態を踏まえ、人為的トラブルの情報開示の在り方と再発防止の対策を強化するとともに、福島第二原発廃炉の早期決断を求める意見書です。

○原発事故自主避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書

福島第一原発事故避難者への対応が途上にあることを考慮し、2017年3月限りとする自主避難者への住宅支援打ち切りの方針を撤回若しくは凍結するとともに、避難当事者の意見を聴取し、支援策に反映させることを求める意見書です。

議案第93号	議案第92号	議案第91号	議案第90号	議案第89号	議案第88号	議案第87号	議案第86号	議案第85号
平成28年度浪江町一般会計補正予算(第5号)	物品購入契約の締結について(仮設津島診療所医療用備品購入)	物品購入契約の締結について(浪江診療所医療用備品購入)	工事請負契約の変更について(棚塩排水機場他撤去工事)	工事請負契約の締結について(幾世橋住宅団地(第2工区)造成工事)	工事請負契約の締結について(浪江認定こども園新築工事(建築))	工事請負契約の締結について(浪江東中学校改修工事(暖冷房衛生設備))	工事請負契約の締結について(浪江東中学校改修工事(電気設備))	工事請負契約の締結について(浪江東中学校改修工事(建築))
原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決

11月7日(月)、平成28年第5回臨時会が招集され、町長から提出された9件の議案について審議を行いました。採決状況については、次のとおりです。

第5回臨時会



一般質問

町政と問

このページには、質問した議員の質問事項が掲載されています。議会だよりに掲載する一般質問の内容は、紙面の構成上、1議員の質問・答弁を合わせて1000文字程度に要約しておりますので、ご了承ください。

6 議員が質問

■佐々木 恵 寿

- (1) 「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」(準備宿泊)の実施と課題について
- (2) 避難指示の解除に向けての取り組みについて
- (3) 除染と放射線量不安対策について
- (4) 町民生活の復興と生活支援について
- (5) 営農再開と農業再生に向けての取り組みについて
- (6) 中心市街地の再生計画について
- (7) まちづくり会社の必要性について
- (8) イノベーション・コースト構想の推進について

■紺 野 榮 重

- (1) 避難指示解除と帰還促進に向けた環境整備
- (2) 産業団地造成、企業誘致の現状と計画
- (3) 帰還困難区域の件
- (4) 自立復興に向けて

■松 田 孝 司

- (1) 避難生活環境について
- (2) 避難指示解除に向け
- (3) 今後の賠償について

■渡 邊 泰 彦

- (1) 町民の安心について
- (2) 町民の安全について
- (3) 町内の事業再開について

■平 本 佳 司

- (1) 解除(帰町)に向けての取り組みについて
- (2) 解除目標時期の延長を示すべきと考えますが、町の考えは

■馬 場 績

- (1) 福島沖地震による福島第2原発3号機の冷却一時停止について
- (2) 「避難指示解除時期」と町民の安全・安心について
- (3) 農林業賠償及び農業再開について
- (4) 帰還困難区域の問題について
- (5) 復興公営住宅入居の諸問題と相談について
- (6) 原発避難といじめについて
- (7) 東電の法令違反について

一般質問とは、議員が町の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求め政治的姿勢を明らかにするものです。そのことにより、現行政策の変更、是正あるいは新規政策の採用などの効果があります。

● 佐々木恵寿 議員 ●



Q

避難指示の解除はゴールではなく、真の復興に向けた大事なスタートである。避難区域解除を行う意義やその意味合い、そして復興へ向けての決意を伺いたい

A

町は帰られた方の居住環境・生活環境を一日も早く改善するため全力で取り組んでまいります

権現堂地区は「町の顔」 中心市街地の再生計画を どう作るのか

質問 権現堂地区はいわば浪江町の顔であると思います。

歴史や伝統を尊重しつつ、未来へ向けた再生計画を打ち立てなければなりません。

どう計画づくりを進めていく考えなのか伺います。

まちづくり整備課長 基本方針の策定や中心市街地再生に資する事業化の検討について取り組んでまいります。

質問 町は具体的にどこをどのような形で事業着手していきたいのか、中心市街地の再生計画づくりの根幹をどのような形にしたいのか伺います。

まちづくり整備課長 区画整理事業も含めて、効果的な事業手法や財源等について検討してまいります。

避難指示の解除に向けて の取り組みと町民生活の 復興と生活支援をどう進 めて行くのか

質問 避難指示の解除については、解除3要件である電気

飲用水、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや、医療・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧し、また、子どもが十分に進捗した段階で、住民の皆様、町議会、国、県との十分な協議を踏まえていくとしているが、今現在、何が足りて、何が不足なのか。

町長 解除3要件のうち、除染の十分な進捗が最も大きな課題と考えています。

また、有識者検証委員会からの解除のための最低限必要な16の課題を最優先に進め、進捗の確認作業を進めていきます。

質問 馬場町長は「目標ありきの避難指示解除や賠償打ち切りだけは絶対にあってはならない」と発言されているが、目標ありきではない避難指示解除と

言えることは、どのようなことであるか伺います。

町長 解除のための環境整備にあたっては目標をもって迅速に進めていく必要があります。

しかし、目標ありきではなく解除できる環境にあるかどうかの視点から十分な確認を行う必要があります。そして、関係各位と十分な協議をしながら丁寧な説明を尽くす必要があるということです。

質問 避難指示の早期解除に強く反対する声として、「解除せずに帰還したい人に対しては準備宿泊期間を延長すること

で対応し、その間に、さらに帰還できる条件を整備すべき」とする趣旨の発言がありますが、どう考えるか伺います。

町長 帰町される方々が一日も早く生活しやすい環境を捉供する必要があるため、日常生活環境確保のため事業者等が活動しやすい状況を作りながら、安全・安心で活力ある町づくりを進めていきたいと考えています。

質問 解除後の、固定資産税などの税減免がどうなるのか、介護サービスの利用者負担の減免措置、医療費無料化や高速道無料化などの措置はどうなるのか伺います。

復興推進課長 生活に密着した支援制度の継続要望は、非常

に関心があり、最も重要な施策であると認識しています。

まずは、国の平成29年度予算に計上されることが重要なので、当該措置が継続されるよう強く要請しています。

営農再開と農業再生に向 けての農業者支援事業の 進め方は

質問 被災農業者の営農再開を促進する、農業者支援事業がスタートすることとなりました。この支援事業の創設により、営農再開の気運が進んでいくのではないかと思います。

課題として、申請書類の作成が農業者個人の負担とならないよう、申請事務の簡素化を求め声が高い。農業者にとって実のある支援策となるためにどう取り組むのか伺います。

産業振興課長 実りのある支援策となるよう営農再開の計画が重要になります。

福島相双復興官民合同チームの戸別訪問による営農計画の相談を行う対応をしたいと考えています。

● 紺野 榮重 議員 ●



Q 町長は避難指示解除をいつ判断されるのか

A 除染、インフラの復旧、生活基盤の整備、放射線対策を精査している状態です。それらを総合的に判断して時期を決定したい

帰還促進に向けた環境整備を問う

質 問 除染の進捗率、インフラの復興状況を伺います。

ふるさと再生課長 10月末時点で宅地92%、農地86%、道路87%、上水道の進捗率は97%です。

下水道復旧率は幾世橋地区100%、権現堂地区95%、川添樋渡地区25%です。

質 問 津波被災地区の除染完了時期について伺います。

また、農家にはいつ渡されるのですか。

ふるさと再生課長 平成29年3月末までの除染完了予定です。その後、津波被害に該当する農地については、災害復旧事業にて原状回復を行いますので、引き渡しの時期は言えない状況です。

産業団地造成、企業誘致の現状と計画を問う

質 問 日本ブレーキ工場跡地の誘致企業について伺います。

産業振興課長 アスファルト

材の製造、コンクリート製品製造、蓄電池関連産業です。

質 問 アスファルト製品をつくる製造工場とは、どのような企業なのか伺います。

産業振興課長 リサイクル材、アスファルト、コンクリートを破砕してアスファルト材にする会社です。

質 問 南、北産業団地の進捗状況、買収面積と今後の買収面積、予算、地権者数は。

産業振興課長 南産業団地買収面積22ha、今後の買収面積25ha、北産業団地6ha、地権者総数106名です。

質 問 エスエス製薬再開の可能性はあるか伺います。

産業振興課長 ベーリンガーインゲルハイム製薬に権利義務が継承され再開に向け前向きに検討するため、被災状況確認の状況です。

質 問 シルバー人材センターの再開の見通しを伺います。

産業振興課長 早期に事業再開できるように引き続き協議していきたい。

自立復興に向けてどのように支援してゆくの

質 問 帰還困難区域の復興拠点位置づけを伺います。

復興推進課長 歴史的な背景から大堀地区、苅野地区(室原)、津島地区の3カ所です。

質 問 福島相双復興官民合同チームによる浪江町事業者への支援を受けられた事業数を伺います。

産業振興課長 訪問事業者数994事業者、支援補助事業活用事業者は12事業者です。

質 問 泉田川ふ化事業の計画と町の支援を伺います。

産業振興課長 関係者と協議し各種制度を活用して、築場の整備、ふ化事業の再開をすすめたいと考えております。



災害公営住宅の敷地造成 (幾世橋地区)

質 問 採捕したサケのスクリーニング結果を伺います。

産業振興課長 18回スクリーニングして全て基準値以内でした。

● 松田 孝司 議員 ●



Q 戻りたくても戻れないと言っている方への
具体的支援は

A 交流会の開催や町内情報の発信強化などの
取り組みを実施していきたい

質問 避難指示解除に向け

動いている中、戻りたくても戻れない方々に支援をどうするのか。特に帰還困難区域の方々は自由に立ち入れない中ふるさとが廃れていき、取り残された感があり精神的苦痛は並大抵ではないかと思えます。

町として戻りたくても戻れない方々に方向性を示して欲しいと思いますが、どう考えているのかお伺いします。

町長 必要な生活支援は当然、継続して実施していきます。

さらに国に各種支援措置の継続を強く求め、町との繋がりを持っていたくために交流会の開催や町内情報の発信強化、または町内でイベントを開催するなど、町に帰るきっかけとなる取り組みを実施していきます。

町営住宅の入居募集で敷金免除を考えるべきでは

質問 岩手県の災害公営住宅

では全部、宮城県でも半数近くの市町村で建設されている災害公営住宅で、被災者の負担を出来るだけ軽減するため敷金が免除されています。

福島県の復興公営住宅では、

駐車場保証金・敷金が3カ月分徴収されていますが、入居するに当たりかなりの出費がありました。

帰町を進めるためにも町営住宅の敷金を免除すべきでは。

まちづくり整備課長 町内に

新たに整備し、入居募集を行っている町営住宅については、浪江町営住宅等条例により、家賃3カ月分の敷金の納入をお願いすることになっています。原則、退去時に全額還付することになっており、退去時の修繕費用に充てる方が多いようです。

敷金の納入が負担となる方には、同条例に徴収猶予などの規定もありますので、それぞれの事情をお伺いし、対応をさせていただきます。

避難指示解除後、1年間で精神的賠償の打ち切りと言われているが

質問 精神的賠償も避難指

示解除1年後までと言われていますが、それで賠償を打ち切られるのかと思えます。かといってそれ以降同じ金額

で何年も続かないと思えますが、年間空間放射線量の低減率に応じて賠償の継続を求めるとも一手かと思えます。

細く長く賠償をしていただければ町民の方も納得すると思いますし、国民の方もまだまだ放射線量が元に戻っていないからと納得すると思います。

浪江町の常識が国民の非常識にならないよう対応してほしいと思いますが、どう考えているのかお伺いします。

総務課長

空間線量の低減率に応じた賠償を求めるのは、精神的損害を訴える一つの方法だと思えます。ただ賠償の差による、これ以上の町民間の分断は避けなければならぬと思っております。

町としても、1年間という相対期間について、6年を超える長期避難後の状況を踏まえ、適切に設定されるよう今後も引き続き求めていきたいと思えます。



急がれるイノシシ対策

● 渡邊 泰彦 議員 ●



Q 避難指示解除に向けての取り組みは

A 帰還環境を早期整備して、スケジュールを決定します

町民が安心して帰町するためには

質問 浪江町の避難指示解除区域と居住制限区域において、除染前と除染後では、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以下（空間線量率 $3 \cdot 8 \mu\text{Sv/h}$ 以下）の地域は、確実に増加しており、約95%以上になっています。

町長 浪江町の放射線量が、低減していることは承知していますが、さらに年間1ミリシーベルト以下を目指して、除染検証委員会での、除染効果の分析による追加的除染の実施や、ガンマカメラの撮影で放射線を可視化させ、データを抽出して、フォーロアアップ除染を実施しています。



権現堂の空間線量は確実に下がっている

町民が帰町して安全に生活するためには

質問 準備宿泊をしている町民にとって、イノシシの被害は深刻な問題になっています。

県内のイノシシの数は、震災前から震災後では、1・4倍（約3万頭から約4万9千頭）に増加しております。

現在の捕獲隊以外に、箱わなチームを結成して対策の強化を図っては、町民からの苦情も多く、抜本的な捕獲方法が必要です。

町長 イノシシの被害については、町民からの苦情も多く、抜本的な捕獲方法が必要です。

県でも大きな問題となっており、今回、被災地12市町村に対して、特に浜通りで大規模なイノシシの駆除を計画しています。

町内の事業再開を促進するためには

質問 東京電力による、工業者への年間逸失利益の2倍

相当額の一括支払い開始、農業者へは、3倍相当額の一括支払い案が提示されました。

産業振興課長 現在、商工業者に対しては、福島相双復興官民合同チームと連携して、被災者への事業再開支援事業を活用していただいで、成果が出ています。

農林業者への営農再開への支援事業も開始されますので、官民合同チーム及びJAと一体となつて、町内の営農者への意見や要望を聴いて、営農意欲のある再開希望者を支援します。



中心市街地にも猪の被害が出ている



公設民営で仮設商店街がオープン

● 平本 佳司 議員 ●



Q 解除になった時の本庁の職員体制や 仮庁舎体制・各出張所の存続は

A 来年4月に役場機能を本庁に戻すことを前提に二本松事務所継続、出張所の統廃合など事務機構改善委員会で検討・審議中です

質問 本庁勤務の職員は、

中通りからの通勤や単身で南相馬市からの勤務が多く、土日しか家族に会えないことや膨大な業務に追われ、肉体的にも、精神的にも非常に疲労が出ているようですが、職員の健康管理にはどのように取り組んでいますか。

副町長 メンタルヘルス対策

については、ストレスチェックあるいは医師、専門家による面談を通して心の健康対策等を行うとともに、30歳以上の職員には人間ドックや脳ドック等の核種検診事業を実施しております。

最新意向調査の結果

質問 意向調査(最新)によ

ると、復旧や除染等がだいぶ進んでいるにもかかわらず、帰町希望者が増加していないのがわかります。帰町の判断として、町民が迷っている項目に医療・介護の充実、同地区にどの程度住民が戻ってくるのか、商業施設等々の不安が挙げられます。

このことに對し、どのように取り組んでいきますか。

復興推進課長 最低限必要な

取り組みを加速させ、震災前と同等の水準まで充実させるためには一定期間を要するものと思われま。今後、関係事業者への働きかけを強め、町内の生活環境が一日も早く改善するよう努めてまいります。

質問 戻らないと決めている

世帯が52・6%あり、回答された方の約2500世帯以上おられますが、その方々を今後町はどのように支援していくのか、また、いつまで支援できるのかをお尋ねします。

復興推進課長 避難先での居

住環境の確保を最重要の課題と考えています。また、支援措置の継続をいかに延長できるか、今強く求めているところです。さらには、町とのつながりを保つていただくため、情報発信の強化や町に帰るきっかけとなる取り組みを実施してまいります。

井戸が利用できる 支援策を

質問 居住制限区域の中に

は簡易水道や沢水を使用している世帯も多く、安心して飲料水として使用するのが不安、そのため、帰町を断念する方もいます。そこで、町としてこのような世帯に対し水道の設置や井戸掘削等の支援策は考えていますか。

ふるさと再生課長 個人宅の

井戸ボーリングにつきましては、今年度より帰還環境整備事業により取り組みが可能となりました。事業には、帰還することなどの採択要件等がありますが、今後、実施するよういたします。

解除時期の延長を すべきでは

質問 現在、解除時期を来

年3月を目標に日夜努力しているのは認めますが、町内公営住

宅建設の遅れ、早い所で来年6月末、それも22世帯分、再生賃貸住宅については7月末、後は平成30年3月以降、帰町を待ち望んでいる町民には困難区域住民や津波で被災された住民あるいは解体して帰る家もない方々が多数います。せめて公営住宅等が完成し、その方々も同一に判断し、帰町の選択ができるよう、また、除染作業も終わっていない地区もあり、除染が一巡し、フオローアップも確実にしてからでは遅いのですか。少なくとも半年前後、延期すべきかと考えますが、町の考えをお聞かせください。

町長 解除の時期は別とし

て解除しない限り町の本当の再生はないと考えています。帰還に向けて町民が不安に感じられる課題について一日も早く改善してまいります。政府は、年明けに明示してくる、その後、町民懇談会や議会との協議をしながら、町として判断して明示させていただきます。

● 馬場 績 議員 ●



Q 国・東電に第二原発全基廃炉の明言を求めよ

A 早期廃炉と廃炉完了までの安全確保を強く求めます

質 問 福島県沖地震では各地に津波警報と避難指示が出されました。

第二原発3号機では使用済み核燃料プールの冷却が1時間半にわたって停止。当初は「地震の揺れによるタンクの水位低下でポンプが停止、水漏れはない」と発表、ところが二日後に「核燃料プールの水漏れ」が原因と発表、東電の情報隠ぺい体質は改善されていません。原発が稼働していなくても燃料プールに核燃料棒が保管されている限り、冷却停止による最悪事故を起こす危険があります。

第二原発廃炉は復興の前提であり、改めて国・東電に廃炉を求めるべきではないですか。

町 長 関係機関一丸となって、国、東電に早期廃炉の明言と、廃炉完了までの安全確保を強く求めます。

質 問 国・東電からいつ、どのような連絡通報がありましたか。

帰町準備室長 午前7時6分（冷却停止から1時間7分後になる）、冷却浄化系ポンプの停止について第一報がありました。

質 問 準備宿泊者に対する避難対応はどうされましたか。

帰町準備室長 準備宿泊者の避難は不要と判断しました。

また、広報車両による注意と、防災行政無線で町内全域に津波の注意喚起を実施したところで

避難解除は急ぐべきではない

質 問 帰還する、しないの判断は一人一人の町民の判断にゆだねるべきでしょう。「現状回復ができていない」ことは現実であり、原発被害は単なる風評被害ではなく実害です。

性急な『解除時期』の提示ではなく準備宿泊の延長など、町民に寄り添った柔軟な方針で対処すべきと思いますが、今後の方針についてお答えください。

町 長 自宅再建、事業再開、新規企業誘致など準備宿泊の延長だけでは復興は加速できず、町の再生にはつながらないと考えております。

質 問 準備宿泊の延長でも

町民の安全・安心の環境整備は可能であり、町の復興と矛盾はないと思います。

再度答弁を求めます。

町 長 帰還困難区域の除染計画とそのため予算、JR常磐線的全線復旧など、有識者検証委員会の課題解決のために予算要求をしていきたいと考えております。

復興公営住宅の設計施工欠陥

相談窓口の設置を

質 問 二本松市の石倉団地3・4号棟で、エアコン室外機



エアコン排水施工欠陥の改善を求めた現地調査
(二本松・石倉団地4号棟)

の排水処理施工がされていないため、階下に水が垂れ流しとなり「洗濯物も干せない」という新たな欠陥が明らかになりました。県の復興住宅担当課長や入居者とともに現地調査をした結果、「12月中旬に改善します」ということになりました。

生活支援課長 県建設事務所と連携を密にして対応します。

町は入居者の相談窓口設置など、相談体制をどうされますか。

議会活動の経過報告 10月16日～ 平成29年1月15日

(定例会及び臨時会中の全員協議会・各委員会を除く)

10月

- 27日 • 原子力災害現地対策本部長との意見交換会 (浪江町)
- 28日 • 議会運営委員会
• 復興・創生特別委員会
- 31日 • 議福島県町村議会議長会町村議会議員研修会 (郡山市)

11月

- 2日 • 全員協議会
• 議会運営委員会
- 4日 • 帰還区域の取扱い・農林業損害賠償に関する要望活動 (福島市)
- 7日 • 第5回臨時会 ※1
• 全員協議会
- 8日 • 双葉地方町村議会議長会要望活動 (東京)
- 9日 • 第60回町村議会議長会全国大会 (東京)
- 14日 • 議会報編集特別委員会視察研修 (新潟県聖籠町ほか ～15日)
- 15日 • 議会報編集特別委員会
• 双葉地方広域市町村圏組合議会・保健衛生常任委員会 (広野町)
- 16日 • 全員協議会

- 17日 • 双葉地方広域市町村圏組合議会・消防厚生常任委員会 (広野町)
- 18日 • 双葉地方広域市町村圏組合議会・総務常任委員会 (広野町)
• 双葉地方町村議会議長会研修会 (楢葉町)
- 25日 • 双葉地方広域市町村圏組合議会・議会運営委員会・定例会 (広野町)
- 29日 • 議会運営委員会
- 30日 • 双葉地方町村議会議長会復興副大臣との懇談会 (福島市)

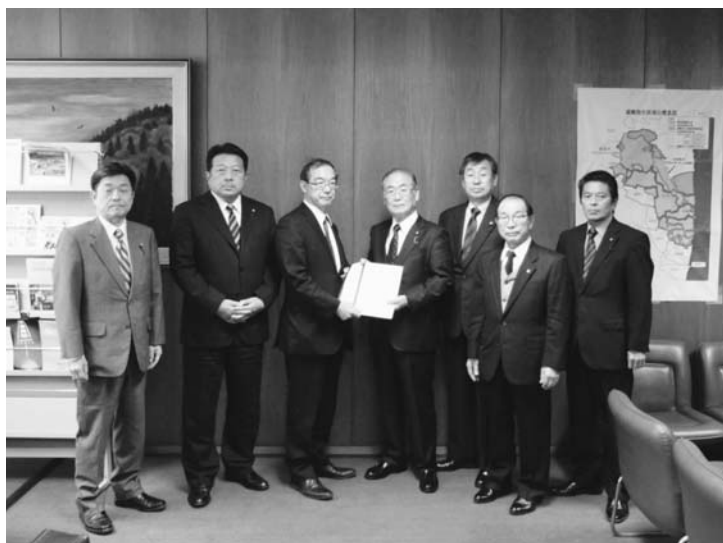
12月

- 1日 • 原子力災害現地対策本部長との意見交換会 (二本松市)
- 6日 • 12月定例会 (～15日) ※1
- 27日 • 議会運営委員会
- 28日 • 議会報編集特別委員会

平成29年 1月

- 4日 • 議会報編集特別委員会
- 11日 • 全員協議会
• 議会報編集特別委員会
- 13日 • 復興・創生特別委員会視察 (浪江町)

※1 本会議の出欠状況は、町ホームページ（浪江町議会→会議結果一覧）をご覧ください。



原子力災害現地対策本部への要望活動 (11/4)

議会における 情報公開の施行状況

平成28年における浪江町議会の情報公開の状況は、次のとおりです。

- 情報公開請求件数 0件
- 情報公開件数 0件

一般質問や議案審議の中で町執行部が答弁した内容等について、その後どうなったのか、どんな対応がされたのか知りたい場合は、議会報編集特別委員会で調査し、「議会だより」に掲載しますので、議会事務局（TEL0243-62-0196）までご連絡ください。

要・望・活・動

11月4日(金)、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」に対する要望活動を行い、1のとおり要望書を提出しました。

また、同日には、農林業に係る今後の損害賠償(案)の全面見直しを求める要望(要求)活動を行い、2のとおり要望書(要求書)を提出しました。

1 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」に対する要望書

- (1) 提出先 原子力災害現地対策本部長、福島県知事、福島県議会議員
- (2) 主な内容

政府は8月31日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域に関する方針を漸く決定した。

しかしながら、政府の責任として、自治体や地域住民の要望を全面的に受け入れ、帰還困難区域の復興再生を成し遂げる必要があるとの認識から、次のとおりこの方針に対する見直し、拡充を求めるものである(県に対しては、最大限の支援をお願いするものである。)

1 基本的な問題について

- (1) 里山除染、森林再生事業など帰還困難区域全体の除染・復興について国の責任と方策が明確にされていないので、見直し、拡充を求める。
- (2) 政府方針が出された後に農林業の賠償について「素案」が提示されたが、「帰還困難区域」は特別な困難を伴うものであり、適切な賠償を明確にするよう見直しを求める。

2 具体項目について

- (1) 復興拠点の整備にとどまらず、全面除染による低線量化を目指し、住民が安心して帰還できる状況にすること。
- (2) 増加する通行車両の安全確保のため、国県町道の除草を年2回以上実施すること。また、「復興拠点整備事業」着手以前に、集落の保全管理を徹底すること。
- (3) サル、イノシシなど野生動物が異常繁殖し、荒廃に拍車をかけているので、有害鳥獣駆除対策を早期に強化すること。
- (4) 避難解除前でも活用できる一時休憩所・住民交流・情報受発信機能を備えた施設を整備すること。また、高速道路の無料継続・医療・介護無料など、恒久的補償を担保する法整備を行うこと。
- (5) 帰還の見通しが不透明な状況にあり、避難先で農業再開する農家に対し農地取得や農業機械購入に対する十分な支援制度を創設すること。

2 農林業に係る今後の損害賠償(案)の全面見直しを求める要望(要求)書

- (1) 提出先 原子力災害現地対策本部長、福島県知事、福島県議会議員、東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長
- (2) 主な内容

東京電力ホールディングス株式会社は、本年9月、今後の農林業損害賠償について「平成29年1月以降の損害として年間逸失利益の2倍相当額を賠償し、2年後以降は個別対応」とするとし、実質2年で打ち切る素案を示した。

しかしながら、国・東電は、事故前の状態に回復するまで賠償を継続するのが、加害者として当然の責務であり、次のとおり要望(要求)するものである。

- 1 国・東電は、原発事故の被害を直視し、農林業に係る今後の損害賠償案を全面的に見直し、従来と同等の営農・営林活動を営むことが可能となる日まで賠償を継続すること(県も、国・東電に対し、これらのことを求めること。)

委員会活動報告

● 総務常任委員会視察研修報告 ●

視察者

委員長 佐藤文子
副委員長 鈴木幸治
委員 吉田数博
泉田重章
馬場 績

視察日

平成28年8月29日(月)～30日(火)

視察先及び視察内容

【神戸港震災メモリアルパーク】

①施設見学

1995年1月17日の阪神・淡路大震災では、神戸港のメリケンパークも大きな被害を受けたが、「神戸港震災メモリアルパーク」は、その一角に位置しており、大震災の教訓、港の重要性、日本国内外の多くの人々が一体となって港の復旧・復興に努めた様子を後世に伝えようと、メリケンパークの岸壁の一部・約60メートルを被災当時のままの状態で保存している。近くには休憩所を兼ねた展示スペースもあり、阪神・淡路大震災の記録写真パネルなど、当時の被害状況の資料が展示されている。

港の一部が震災遺構として残されていたのが印象的であり、浪江町も、一考する必要があると感じた。

【兵庫県神戸市】

(市会)「阪神・淡路大震災後のまちづくり」

①復興への取り組み状況の概要について

②震災復興市街地再開発事業について

神戸市は、面積557.02km²、人口約153万5千人(平成28年4月1日現在)。

1995年1月17日の阪神・淡路大震災で死者4571人、負傷者1万4678人の被害を受けた(建物の被害は、全壊6万7421棟、半壊5万5145棟、全焼6965棟、半焼80棟)。



復興への取り組みは早く、1月26日には、市長が復興の基本方針を表明するとともに、復興計画を速やかに策定することを発表した。6月には復興計画が策定され、基本的視点及びまちづくりの目標に基づき、復興が着手された。

※基本視点

- (1) 都市の機能性とゆとりとの調和
- (2) 自然の恩恵・厳しさとの共生
- (3) 人と人とのふれあいと交流

復興で大切なことは「将来の絵を見せてやる」ことだと強く感じた。

.....

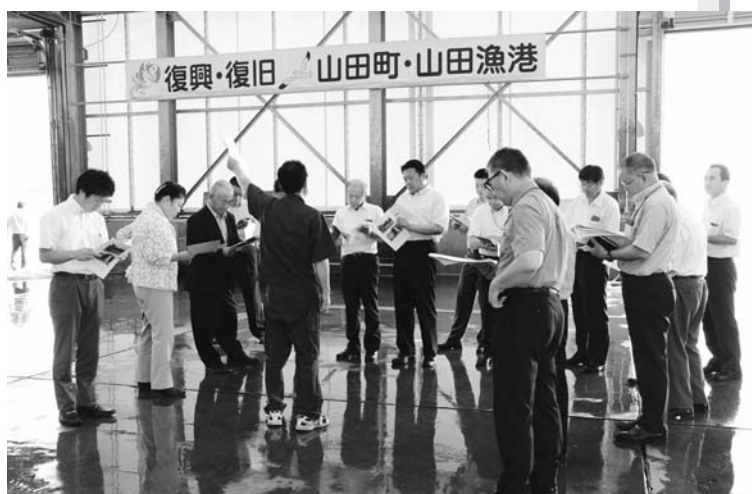
市街地再開発事業は、各地域の特性に応じて都市機能を分担しながら、魅力ある都市の形成を図るため、都心拠点を設定し、中心核の整備が進められてきた。

事業の実施に当たっては、昭和60年に策定された「都市再開発方針」(平成21年に改定)に基づきながらも、単に事業施工区域内の整備にとどまらず、地域全体の活性化を図り、神戸市全体の発展につながるものとして整備されている。

●復興・創生特別委員会視察研修報告●

視察者

委員長	馬場	績
副委員長	平本	佳司
委員	渡邊	泰彦
	佐々木	勇治
	鈴木	幸治
	松田	孝司
	山崎	博文
	佐々木	恵寿
	若月	芳則
	山本	幸一郎
	泉田	重章
	佐藤	文子
	紺野	榮重
	三瓶	宝次



視察日

平成28年8月1日(月)～2日(火)

視察先及び視察内容

【岩手県宮古市】

- ①近内災害住宅の事業概要と現状について
- ②現地視察（近内災害住宅）

近内住宅は、既存の雇用促進住宅を取得し、建替えとの比較で早急な整備が可能だったことから、これを改修整備したものである。

改修前の住宅は、昭和54年竣工で、敷地面積6974.22㎡、5階建（階段）、2棟80戸（3DK）であり、取得費は4166万7613円（土地2603万302円、建物1563万7311円）である。工事費は11億2828万8000円（駐車場等の整備費は別途）で、家賃は、公営住宅法施行令に基づき、所得に応じ6900円～5万8900円としており、別途、駐車場使用料（1台1500円/月）も徴収している。現在は、80戸のうち79戸が入居済みである。

なお、宮古市では、死者517人、行方不明94人、全半壊9088棟の大規模災害であったにもかかわらず、市内高所への仮設住宅建設や災害公営住宅建設など、早急に震災後の対応に取り組んだことから、人口の減少率は小さく、今後、市として復興していく要因の一つと感じた。

【岩手県山田町】

- ①東日本大震災による漁業の被害と再生状況について
- ②現地視察（山田魚市場）

山田町は、水産業を基幹産業とする漁業の町で、水産関連施設も壊滅的な被害を受けた。漁船等は、1791隻が被害、うち585隻が復旧済みだが、残りは高齢化等の理由により廃業している。町内には漁港、市場が各2箇所ずつあり、大部分は稼働、再開となっており、中には衛生管理を重視した閉鎖型の魚市場として鮮度管理や作業環境が向上しているものもある。そのほか、養殖作業場、倉庫、サケ孵化場、漁協事務所、荷捌き所、漁船上架施設等も新設、修繕されており、その復旧率は99.6%となっている。

こうした状況の中、水揚げ重量、売り上げとも、震災前には及ばないものの、様々な施策によりその水準近くにまで回復しており、また、水産物のブランド化の拡大により、施設水産物（カキ、ホタテ、アワビ等）の水揚げも順調に伸ばしている。浪江町でも、平成29年度中には再開予定だが、震災前のように活気ある漁港・市場となるよう様々な施策を進めるべきと感じた。

● 議会報編集特別委員会視察研修報告 ●

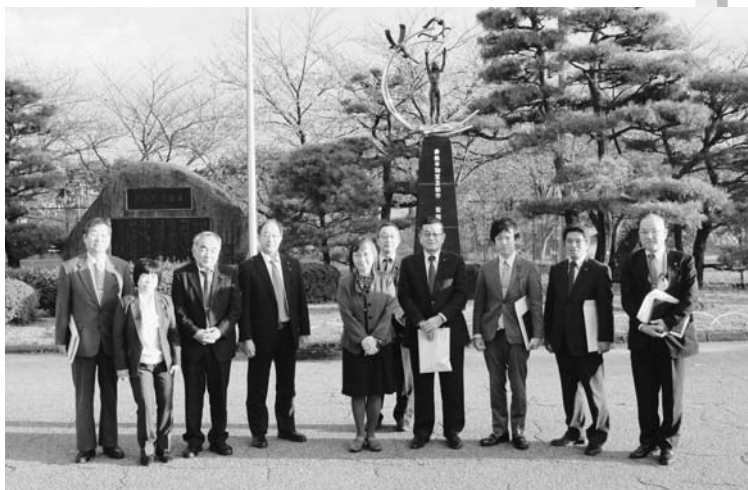
視察者

委員長 鈴木 幸 治
副委員長 佐々木 勇 治
委員 渡 邊 泰 彦
平 本 佳 司
松 田 孝 司
泉 田 重 章

視察日

平成28年11月14日(月)～15日(火)

視察先及び視察内容



【新潟県聖籠町】

(1) 議会広報紙の編集について

- ①議会だよりの概要
- ②議会だよりの編集作業の流れ・レイアウト
- ③議会だよりの編集概要

議会報に対しての力の入れようが格段に違うと感じた。

表紙については、毎回子どもの写真ということでシリーズ化している(次の案として中学生を予定)。要因として、若い世代が議会報をあまり読まないの、子どもにすれば、親はもちろんのこと、祖父母も朗読してくれるとのことでした。

また、研修視察の回数も各段に違うので、やはり良い所はどんどん吸収し、前向きに変えていかなければということ強く感じた。議会報をより多くの方に読んでもらう工夫として、町全世帯の約1割を対象として定期的にアンケートを実施しているのも特徴的だった。

機会があれば研修視察を積極的に行い、レベルの高い議会報を町民に発行していきたい。

議会報特別委員会をより重いものにするために、「広報広聴常任委員会」としたことに驚いた。

構成については、総務文教常任委員会から3名、厚生産業常任委員会から3名の合計6名での形成であり、その中で新人議員が4名である。

発行回数は、年4回(議会定例会閉会后概ね30日以内に発行)で、発行部数は3月議会掲載号のみ4900部、他は4750部。

編集の流れについては、第1回が議会7日

前に行い、定例議会最終日から10日後に第2回目、17日後に第3回目、22日後に第4回目、発行が30日目であり、発行日は毎回異なる。

【新潟県新潟市】

(1) 「道の駅新潟ふるさと村」について

(施設見学)

新潟ふるさと村は、バザール館、アピール館、時の旅人館の3つの施設で成り立っている。

バザール館は、全国に誇る酒、米、魚などの特産品や伝統工芸品等を一堂に取り揃え販売している。飲食店街では、旬の素材を使った郷土料理が提供されている。

アピール館は、歴史・文化を始め、最新観光情報の拠点とされている。「ふるさと新潟とくらしの返還」をテーマに、明治～大正～昭和への移り変わりを体験できる。

時の旅人館は、新潟の観光、お土産、イベントなどの総合的な情報を紹介している。

特に目をひいたのが、新潟の酒コーナーであり、県内90蔵元の酒を一堂に取り揃え、利酒師が案内してくれる。

町民の声



阿部 展才さん
(権現堂)

時代は変わる

生前父が新聞に記載してあった詩を見ながら「いい詩があるから読んでみる」と私にその新聞を見せたことがある。昭和最後か平成はじめの年だった。

それはアメリカのソングライターの詩であった。「それはボブデイルンだよ、その歌は知ってるよ。」若い私は父に答えた。

今やノーベル文学賞を受賞した方である。「時代は変わる」とはそんなもんなのである。私は今でも浪江町に住んでいて、今でも浪江町は美しい。どんな悲惨な震災があつ

ても、人工的に汚染されても美しい。そんな気持ちにさせたのは、私がここに生まれ、生かされてきたからだと年を重ねてそう思うようになった。

これで終わりと言う人の話は聞かない。前へ進む気持ちがあれば道は開ける。いま開けなくとも道は必ず開く。平成23年4月に瓦礫の請戸地区を一人で見つめてそう思った。

「残るもの、残らないもの」そんな選択はもはやこの町にいらぬ。進むだけ進み、あとに残せるものが浪江町に残るのだらうと思う。先人はそうやってこの町を築いてきたのだらう。

安心の価値観は人それぞれ違う。安心をもたらす人がそこにいれば安心は生まれるものと思う。

私が浪江町に常にいると感ずる。行政の方々や浪江住民の顔がそうさせる。そんな場所を浪江町民が求めるものなのであると思う。

国による浪江町の色分け線引きは「けしからん」と思う。

私も通行証がなくては先祖に会えない。先祖に会いに行くのだからそれなりに敬い、場所をきれいに保つ。あたりまえのことである。

あたりまえができなくなつて、あたりまえでなくなつた浪江町でもなおさら愛おしい。そんな気持ちにさせる場所が浪江町ここにある。

そんな気持ちにさせたのは、浪江町民の顔である。いつもの顔がそこにあつたらそれだけで「よし」としよう。それだけで幸せと思うようになった。

最後にボブデイルンの「時代は変わる」を引用したい。

「自分の理解を超えたことをあなたたちの子供たちはあなたたちには理解できない。あなたたちの生き方は通じないのだ。」

私も古い人になりつつあるが、時代は変わるを信じて「今の時代に浪江町で生きてい」と思うようになっております。

みなさまの声を お聞かせ下さい。

議会報編集特別委員会では、町民の皆様の声を「議会だより」に掲載しています。議会に対する意見、要望、感想等、何でも結構ですので、声をお寄せください（議会事務局まで）。

なお、陳情・請願をされる場合は、「浪江町ホームページ⇒浪江町議会⇒請願・陳情の仕方」にその方法を掲載していますので、これを参考にしてください。

■発行責任者■

議長 長吉田 数博

■議会報編集特別委員会■

委員長 長 鈴木 幸 治

副委員長 長 佐々木 勇 彦

委員 長 渡辺 泰 司

委員 長 平 本 佳 司

委員 長 松 田 孝 重

委員 長 泉 田 孝 章

